

しかし明治九年民間所有の牡馬の去勢について論議が發布されると、不良馬の去勢は新冠牧場の現衛生が行ない、一方、明治十年より官有種牡馬と民間所有牡馬との交配が許されるようになり、さらに十一年からは種牡馬の貸与が行なわれて民間所有馬の改良が図られていった。

牛、牛の来歴を辿ると、寛政十一年（一七九九）に東蝦夷地を幕府が直轄して南部牛を購入しこれを各地に配分したが、幕吏が浦河、様似両場所にも配分された記録がある。それが安政期には勇払、沙流などに繁殖しことに勇払場所著しい増殖を見せ数十頭に達したという。

ともあれ創業期に入ると開拓使はみずから官営牧場を経営して牛の改良繁殖を計画したばかりでなく、資金を貸与したりその他種々の特典を与えて民営牧場を開設させた。

明治十四年沙流郡平取村の工藤作助の牧牛場はその一つである。彼の牧場は平取、荷葉に跨る二百六十余町地の積で、先ず郷里岩手から飼育した和牛三十余頭をひき入れ、真駒内から短角改良種牡牛一頭の払下げを受け、資金若干円を官より拝借して経営に精魂を傾け、常に畜牛と坐臥を共にするというその力行忍耐はまさに賞讃に価いするものであったといわれ、その成果は明治十九年和種雑種二百三十頭と官有の洋種十二頭を飼育する大牧場となり、その声価は全道的なものとなった。それ故民有牛は次第に増加の傾向を辿った。けれどもその増加の割合は官営牧場には及ばなかった。

当時の飼養法は、牛の用途は極めて狭く、乳肉ともにその要求がなく、僅かに耕牛として開墾用に使われたに過ぎなかったから、集約的な管理を施すことができず粗放な放牧経営にたよらざるを得なかった。

明治十四年七月、赤心社は開墾用に札幌より耕牛五頭を購入したが牛を購入して札幌からの帰途に起った一奇談が社長鈴木清の北行日記に書かれてあるが興味あるままに左記する。（原文のまま）……サル郡より東は開闢以来一度も牛の通りし事なき地なれば、土人の驚いて之を視る、実に笑心千万なり。野馬も又おどろいて逃る。蓋し熊と間違えし故ならん。一日一土人あり、牛追にたづねて云く『それは何物なると』牛追答えて『猫なり』と戯る。彼真実猫なりと思ひ『何と大なる猫ならずや』とおどろく事、実に甚だし、昔より鹿を馬と云えしはきけども牛を猫と云って之に承服せしはきかざるなり、嗚呼此のアイノウは前世界の民なるか、はた、往古の民なるか……

六 漁業のあゆみ

1 漁場の変革

場所請負制度の全廃と旧漁業制度の廃止は、開拓史による数百年の慣習の打破である。

この一大改革によって漁民が今迄のような制約をうけることなく、自由に漁業に従事できるようになったので、内地からの移民増加と相まって漁業者が著しくふえた。

さて場所請負制度の廃止は漁業に関連する最も重要なことである。

北海道の各場所を支配し、漁業を完全に掌握していたのは請負人である有力な商人達であった。したがって漁民はもちろん、その他の人民も彼等の鼻息をうかがいながら生活を営むのが実情であった。

ここに開拓史が設置された当時の日高各場所の請負人と運上金を示すと次の通りである。

郡	名	運上金	請負人
沙	流	三百六十九兩一分 永五十文	榊富右衛門
新	冠	二百兩	浜田屋佐次兵衛
三	石	九百三十三兩二分 永五十文	小林屋重吉
静内・浦河・様似		三千八百八十二兩 （万屋）	佐野専左衛門
幌	泉	四千六百十七兩 永百文	杉浦嘉七

（附）永とは江戸時代伊勢以東の幕領で金銀銭を永楽銭に換算していうのであって、金一両は一貫文にあたる。又両は貨幣の名目で金貨で一分の四倍、銀貨で四匁三分。

こうした制度が明治以降の開拓方針に対して重大な障碍となったことは言うまでもない。

そこで開拓使は英断をもってこの請負制度を全廃して、それぞれの場所を返上させてその独占を打破することとした。けれども俄かにこれを廃止すれば、従来彼等が行なっていた漁民に対する需要品の供給、土人の教化などに多大の困難を生ずるので、徐々に改革する方針がとられた。

この際の布達はこの通りであった。

『当今版籍返上相成候御時節柄、従来商人の身として諸場所土地人民を始請負支配致居候儀、名分に於て不宣、今般改めて被レ廢候乍レ然、撫育米を始、漁獵の諸品等遽に引揚候ては差支候儀も有之候に付、現業の処者年々漸々に変革致候様被仰付候条、心得違等不レ致様、下々の者共へも懇々申達候事』

明治二年九月二十八日布達

この布達は当然のことであるが、請負人に大きな衝撃を与えたものであった。正に日高の産業史上画期的な出来事でもあった。ついで運上屋を本陣と改め、番家の設置するところは臨本陣と改めさせた。こうして一応従来の慣習を払拭しようであるが、しかし實際問題として根強い漁場の慣習は改められず旧態依然として存続していた。したがって開拓使は全廢と同時にそれに対処する新たな方策をたてなければ折角の廢止令の徹底は望まれない。この辺の事情については「北海道漁業志要」には次の如く誌されている。

『蓋し漁場請負は数百年來土人撫育と稱し、米塩日用諸品を漁場所在地に輸送し、土人は勿論出稼漁夫に給与し、若しくは所在商賈移民に販賣するを例とするが故に、漁場請負にしてこれを停止すれば独り土人の生活を失うのみならず、其地方人民は忽ち米塩その他日用品需求の便を失ひ生活上一大困難を見るに至るは自然の勢なり。開拓使之を廢すると同時に之に代り日用品を供給する方法を立るに非ざれば、漁場請負廢止の命令は一篇の空文と化し、豪も命令の実行を見る能はざるなり』と、

さて当時日高地方では、開拓使の支配地であった三石、浦河、様似、幌泉の四郡で官割が行われた。すなわち開拓使は明治三年十一月東部御親料規則を設けて、米、塩、味噌その他漁具一切の入用品は函館購入価格を以て漁民に貸付け、諸産物は自分の間函館平均相場三割下げて買入れることとした。しかし専任の官吏が業に馴れなかったため、その措置に当を得なかったことが多く、紛争が

絶えなかった。このため日高四郡のうち三石は明治五年に漁場持となった小林重吉に委任することになり、浦河、様似の二郡は共に明治八年に官割を廢して漁場を永住民およびアイヌに割渡し、幌泉郡は初から永住民に割渡された。

なお、明治五年には山田栄六なるものが静内、新冠二郡の漁場持となったが、同八年には静内漁場は稲田氏の移民並にアイヌ等に割渡しとなり、同九年五月には新冠郡は細野光儀、青山藤吉の二名が漁場持になった。沙流郡は初め数名が共同して漁業を行い後飯田信三の一手に帰した。しかしこの漁場持制度も九年九月に至つて開拓使は再び布令を發して全く廢止されるに至つた。その際の布令は次の通りであった。

『全道の海産は其利益鴻大なるを以て海陸の運輸を始、其他諸般の方法を設け、營業の便宜を施し、實際飢饉爾來稍繁盛に赴き出産高漸次に増加し昔日の比に非ず。然るに北見、千島方面の漁場持従来の習慣を固守し、専ら出稼の体裁を存し、広大なる地所借受致居、場所相当の漁業を施さず、却て他人の新に開業するを猜忌し、之を妨るの弊習あり。速に此弊を除き歡迎の道を尽さざれば、人民移住の障害は勿論遂に独立の營業をなさしむる能はざるに付、従來の漁場持今般一切廢し、却て土地申付、旦寄留人借受の漁場、昆布場五年九月地所規則交付以來未だ精確の調査無之、家屋倉庫、敷地等の経界畝数判然不致に付、全部又は数群を一手に借受致居候分一先上地為致候。尤元漁場等旧習を改、十年より新に營業願出る者は實地調査の上不都合無之分相当の場所更に割渡べし。其他永住寄留の別なく營業志望の者は別記郡数の内願出へし』

(別記) 割渡べき漁場、昆布場ある郡数

日高国 沙流、新冠、三石

さらに同年十一月には同じ趣旨のものを全国府県に布達し、漁業志望者の移住を勧奨した。十年には布令に示す通り、新に漁業を希望する者に対し出願によって實地調査の上漁場を割り当てることになって、ここに漁民は全く自由に独立して漁業を営みうるようになったのである。

2 鮭魚の消息

明治期に入ってから、鮭は練に次ぐ漁獲物として北海道は最大の産地で頗る盛況を極めた。このことは開拓使の漁業奨励策によるものであることはもちろんであるが、さらにその大きな原因は従来鮭は河川(曳網)で多く漁獲されていたけれども、建網漁業が

発達するにつれ海から多量に漁獲されるようになったためである。この期の日高の鮭漁業については函館新聞に見えているので摘録する。

『明治十一年十二月 静内郡』

静内の鮭漁は近年稀なる大漁にて、字染退川というところの収獲は凡二千石（註）（このうち八百石ほどは輸出になり千二百石ほどは旧土人の食料）程ありたり（註）石数を目方に換算する時は、鮭六〇尾で一石四十貫である。

明治十二年一月 三石郡

ここに在三石瀬尾庄吉なるものの寄せられた三石郡の人口孵化についての記事が掲載されているので示して置く、

日高国三石郡には一昨年十一月中、試に鮭の子植付け、魯国（ソ連）の方法にて孵化したるに悉く発生し、昨年四月の春水に尽く海へ下れり。依て同年十一月中又一層工夫をして三石川の鮭の子二十四万粒（鮭一腹の子は二千五百六十粒あり）を取って幌布川（旧来鮭の産せざる川なり）へ植付たり。夫れ鮭の川へ廻り子を産み付けるを見るに、雌雄ともに川底の砂礫を掘り雌魚が子を産下せば雄魚は白子を振り掛けて後、その上に又雌雄ともに砂礫をかけ覆うて子をして流水、或は他の害を防ぐの状を為せり。今人力にて鮭の子を孵する即ち右の景状に倣い、先ず樽の中に雌魚の子を絞り入その上へ雄魚の白子を絞りかけ半時程過ぎて砂礫をかけ樽のまま流水の穏かなる川底へ填み、又その上に砂礫をかけ置けば翌年四月春水に逢い尽く発生して海へ出て成長して後再び川へ溯る何時なるか分らず、若し、鮭は一年魚とすれば同年の秋季に至れば上り来るべし、又三年魚とすればその翌年に上るべし、鮭の子も本年より植付るよし。

明治十三年十月 日高地方の鮭漁

この程日高国より当地の或る人の許へ来たる手紙に十月十九日まで、秋味の漁は、幌泉郡中にて千二百五十石余の収獲にして、これまで稀なる豊漁なり、又様似、三石、静内、春立村等も同様にて何れも塩欠乏に付き早々差し廻すべく云々とあり、又浦河、静内、字染退、新冠郡はまだ期節至らざるに付き格別の漁これ無、去り乍ら本年は日高全州は何処も大漁の景気なりという、

明治十四年十二月 日高の鮭漁

日高よりの通信に曰く、今年の鮭漁は一般に薄漁にて、収獲は殆んど昨年の半額なり、まず十勝郡は、浜網、川網ともさっぱりにて収獲高千石余（十一月十一日までの調べ）という話にて、昨年の収獲高三千石余に比すれば殆んど三分の一なり。また、幌泉郡は建網十一ヶ所にて昨年の半額即ち千三百石ならず、様似郡は昨年の収獲八百石余なりしが今年は建網四ヶ所にて五百二十石ばかり、

浦河郡は建網八ヶ所にて千八百八十石（十一月十四日までの調べ以下二郡も同様）三石郡は同四ヶ所にて九百石、静内郡は同七ヶ所にて六百五十石何れも実際の調にて、十勝、幌泉、様似もはや鮭漁の末期に到し故、昨年に比較するときは、何れも半額にとどまるべし。

また、浦河、三石、静内の三郡は実は大不漁と申してよし、且つまた右のうち幌泉より帆前船、玉島、広島の二艘はおのの鮭三五十石ばかり積み出せしに折も悪く時化のため破船し、現に同郡に残つてある分は僅か五百石余よりなく、その他様似より二百石、浦河より百五十石積み出したるを差引く時は、今産地に現在する石数はまことに僅少な故、この後鮭の相場は如何なる変化にいたるも許り難し。

明治十八年十一月

鮭漁は様似、浦河、三石、静内の四ヶ所は昨年に比すれば少々収獲も多しとのことなり。この年石狩は薄漁なり。

X

X

鮭漁業は鮭漁業同様明治の初期は盛況を帯び漁獲も上昇の一途を辿った。

3 昆布と仕込金融

北海道の昆布は鮭とともに鯨に次ぐ重要な海産物である。開拓使当時の日高、特に幌泉は昆布場所として有名で開拓使も特に力を入れた。その当初においては一雙あたり二百石の収獲を見たこともあった。

当代の昆布採取業者のうち日高地方における専業者は主として小営業者が多く、これ等は十中八九仕込金融を受けていた。

明治十年以前の開拓使時代には、旧場所請負人から漁場持になった者が広大な漁場を所有して、アイヌや和人の漁夫を使役して専ら昆布業を経営するか、そうでなければ鮭、鮭漁業を兼営した。そのため、この当時は自前の入稼採収人もこれ等漁場持から干場や船、その他の生産手段をすべて賃借し、その上米塩、味噌等の日常物資の供給を受けて生産に従事したため、収獲物は必らず漁場持ちに売渡さなければならなかった。その際賃借料および仕入物資の代金は差引かれたのである。

こうして見ると当時の漁場持ちは大経営者であると同時に、地主としての性格を持つ干場所所有者であり、また仕込商人であったわけである。このような漁場持ちによる仕込のほかに、函館等の海産商による仕込も行われていた。これは干場所約定々と言って、資

本主である海産商は先づ昆布業者の一年間の必需品を見積って準備しこれを漁場に送ったが、その手数料として物品の二割を徴収した。ただし海上の危険は仕込主の負担とした。なお、漁期の終了後は、収穫物を必ず送らせてこれを売捌き、その売上代金の五分を販売手数料として取得した。こんな状態であったから多くの昆布業者が独立自営することは並たいていのもではなかった。

さらに昆布は重要な中国向けの輸出品で、なかでも釧路、根室は清国輸出が最も盛んであった。十年前においては、旧来通りその商権は清国商人の手にあったから、函館に居留している清国商人の日本の昆布業者に對する融資も行われていたが、この場合の融資条件は非常に厳しいものであった。

ここにその一例を挙げると、明治八年二月に、幌泉郡小越村（現在のえりも）の住民三〇戸が連合して清商から一、二〇〇円の融を受けたがその条件として、

一、新昆布千石（四千貫百石の定）を八月三十一日限り函館の時価より二割安く売渡す。

二、期限後十日過ぎた時は更に一割を引き、その後五日過ぎる毎に一割づつ安くする。

こうして約束の昆布は八月二十七日幌泉港より積出され、九月三日函館に着いた。当時の函館の相場は百石当り七一五円であったから、全部で七、一五〇円で売り渡されたものの、約定によってその二〇%の一、四三〇円と請負人手数料として売価の四%二八六円及び口入人の手数料として売価の二、五%に当る一七八円七五銭が差引かれた。従って小越村の昆布業者は七ヶ月間一、二〇〇円借入れて一、八九四円七五銭の利子を支払ったわけである。

そこでこのような搾取同然の状態から一刻も早く昆布業者をして脱却させ、商権を回復するため、明治九年内務省勸業局の後援によって、資本金六〇万円をもって民営の広業商會が函館に設立され、その事業として昆布の対中国貿易に従事すると同時に、昆布業者に資金を貸与することとなった。広業商會創立後数年間の資金貸与の景況はおよそ左の通りである。

明治十年、五五、四五四円、明治十一年一四三、五二二円 明治十三年 一七八、三三四円、明治十四年二七〇、六三三円

同商會の營業収入は今詳かにこれを知ることとはできないが、十一年及び十二年は利益を見た。しかし十三年以降は毎年収支が相償はないため、ついに大損害を蒙るに至ったということである。これは昆布の産出が豊富で品位が粗悪なことに原因があったとされている。

十五年三県時代になると、さらに十萬円の昆布資本貸与の恩典があり、その償還品は同商會が従前通り取扱ったが、十九年北海道庁設置に伴い、翌年度限りでこれを廃止した。

ともあれ、商會設立の結果は仕込金融による従前の弊害は、ある程度除去されたことは認められ、しかし前述の通り惜しくも同商會の成績は不振に終り、ついに解散のやむなきに至り、明治二十年後には、再び以前の仕込みが一般に行われるようになった。

なお、商會の昆布の取扱数量は八、商業の実相の項を参照され度い。

4 いわし漁業

この期のいわし漁業の内容（漁具・漁法）は殆んど前時代の踏襲で変化がなくや、不振の傾向にあった。しかも日高のいわし漁場は本道第一のいわし漁場として知られている勇払地方のように沿岸の地勢が平坦広闊でなく、東方日高に進むに従って漸く狭小になり、ことに沙流郡以東に至っては丘陵近く海に迫って沿岸に狭隘の砂浜を余すに過ぎない。海中もまた暗礁が多いので、その沿岸線の屈曲の少ないのに拘わらず僅かに狭隘な漁場が散在するだけである。類似以東に殆んど良漁場がないのは、山岳が直ちに海に迫っているためである。沙流漁場は前記勇払地方と近接している関係から砂浜続きで、明治五六年頃からいわし網の使用が管内では最も多かった。

静内静内春立においても明治八年いわし網を用いてたが、十年には類似においてもいわし曳網によって營業を始めた。以下函館新聞によって當時を偲ぶこととする。

『明治十一年五月 静内郡

字ラシユベ（東静内と春立の間の海浜）という所は一昨年迄は昆布場のみなりしが、昨年よりいわし新場を開きしに昨年は静内郡は総て不漁なりしが、当年四月二十日ゾカ（ワラズカのことらしい）という魚の大漁ありしが静内郡には珍しき魚と話合えり。

明治十一年八月 浦河郡

いわし漁は近年珍らしき七ツ星といえる大いわし、去月八日よりとれはじめ日々大漁にて浜々は賑わえり。

明治十三年六月 静内郡

静内郡門別海産所（東静内にあり稲田氏移民に際し官より払下げられたもの）漁場にて去る十三日いわしの大漁あり、跡模様追々

よろしきむねの電報が或る人へ来たりと。

同年同月二十九日静内より去る二十三日出の静内、新冠、沙流辺りに例年本月十日頃に至れば、いわしも徐々取揚るところ、今年は二十日になつても一向いなしの来る模様もないので、漁場には一同心痛大方ならず、これより竜神を祭るやら、稲荷を祭るやら、大混雑をして待構え居りしところ恰もよし去二十一日よりいなしが取れ始め、二十三日までに何れの漁場も一ヶ所に百石目程づつの捕獲、跡にも引続いて沖合は夥しいいなしなれば大漁は疑いなるべし、右については漁場一同は、竜神様の靈験は実に灼熱なりと雀躍して居るとありたり。」とあるを見ても当時の人がいかに漁模様に期待していたかがわかる。

5 たら漁業

北海道の周辺は我が国のたらの棲息範囲の中心をなしている。日高の漁場は浦河沖、三石沖、静内沖で、沖合二一六キロの地点にあつてその深さ百八十尋の箇所に棲息している。さらにえりもの漁場も有名である。

北海道水産予察調査報告には、『漁場の海水浅きは日高北東の各地で六〇尋―八〇尋である。たらの漁獲は古い歴史があるが、その利用度は他の魚に比して劣つていたし、その漁業は小規模な沿岸小漁業にとどまり一般に低調であつた。』

日高地方の漁具は延縄（這縄）を使用している者が多い。その長さ普通百尋で釣針七〇本をつけ、三人乗持符船一艘につき十五枚ないし十八枚を用いた。たら漁船は川崎、持符、磯船、アイヌ持符の四種であるが、このうち最も広く用いられるのは川崎及び持符で、その他は各一地方に限って用いられるだけである。しかしこれ等の川崎や持符は粗造であるため、遠洋漁業には堪えられぬばかりでなく、往々にして覆没破壊の難に遭遇して、人命を害い、財産を失うことが多い。従つて漁業の発達とても覚束ないので、道庁では明治二十二年浦河地方の漁民に対して、特に資本を補助して改良漁船を建造させた（漁業志稿）

従来浦河地方は、主として昆布採取用の持符船三人乗をもつて出漁し、川崎船使用はその後のことであつた。静内および胆振国白老地方では主としてアイヌ漁業でアイヌ持符二人乗で出漁していた。函館新聞に次のような記事がある『明治十一年十二月静内郡ラシュッベの漁場では去月十日頃よりたら釣りを始めしよし。明治十三年六月、浦河郡たら漁は近年未曾有の大漁なり』

6 水産こぼればなし

『明治十二年四月、日高の近海の「ワラズカ」漁胆振の国と日高国の間なる近海にて、毎年沢山とれる「ワラズカ」と云う魚は、その形鱗に似て色油の如く土人の食物中第一等のもとなせり。毎年四月中旬より五月の末方までの間には、この魚が山の如く群がり、海岸近くに来て卵を石間に生みつくる故、その季節には土人群をなし、岸上より釣にて突取り、これを日に乾かし、一ヶ年の間の食物として蓄え置くので、和人も折々その魚を採りて食うと、どうした訳か、直に腹痛し甚だしきはその毒に当てられて遂に死する者があると、一昨日彼の地より来たりし人の嘔には、その魚の腹にある子は実に美麗にて、殊にその緑青に類しその子を食べば土人にも直ちに死する故、土人は早くその害を知り絶えてその子をば捨て食わぬを、和人はいまその毒を知らずして子を食べう故斯くは毒に当てらるるなり、最早その魚の沢山取れる頃なれば早くこの訳を人々に先づ知らしてこの毒に当らぬよう致させ度きものと、その人は嘔して往かれました』

明治十二年七月、幌景——『海軍』

『ここに笛舞村の堺治兵衛という人、該地方海中にても海軍の有る見出し、（従来は発見せざりしよし）先月中より試みに雇夫一人を以て該魚をなさしめたるに、毎日三四時間に獲る処を平均するに百二、三箇程なり。この品大小取合つて通常五十個を以て（百六十目）一斤とすれば、百一、三十個を以て凡そ二斤半の価（函館は現今一斤三十九銭なれば産地を仮に三十銭と見積り）七十五銭位を得るゆえ可なりの営業なれば、内々この業に着手せんと目論むものあるよし』

明治十五年五月 「旧土人の奮発」と題しての通信『日高国静内郡染邊共有漁場にては、昨年は凶漁の上に飛蝗駆除と、漁夫給料の非常に高きとの三事に依つて漁民は非常の損害を被りしに付、今年是一同漁業を休む事に決せしが、郡惣代及旧土人のイカプシ、シネヘアンの両人は、該地方第一の出産物を休業するを甚だ遺憾に思い、何とかして漁業を始めんとて、中にも右両人が奮発にて旧土人の雇賃の事につき種々説論に尽力中にて、実に土人には感心なるが、中には飛蝗駆除に雇われれば、一日一円にもなる故給料一ヶ月十五円か十八円くればなければ漁業雇いは嫌だという土人ありて未だ確と定ぬよし』

明治二十年十一月 沙流郡

『沙流川のキウリ此の魚本名詳かならず、唯その香氣キウリに似たるを以て此名あり。その大なるもの尺、小なるもの五寸、最も多きは七寸位とす。四月河流へ溯り、五月下旬に至つて下る。河中に在つて棲息する所の水底は砂礫にして深さ二尺より六尺位の所に

あり、此の節腹中に卵あり。又此の時を捕獲の期とす。その漁具はざる或はタモ網を用ゆ。明治十八年の収獲は二斗樽にて五百樽（一樽は五〇〇尾）、而れども未だ販路開けず唯あづり干して産地に於て食用となすに過ぎず。

染退川のうなぎ

「土人この魚を「モクリベ」と云う。通常捕獲する処大なるは二〇〇匁、小なるは十匁、就中多きは九十匁位のものとす。この魚静内郡以東浦河郡に至る間各所に産すれども、静内郡染退川の古川を引て多しとす。漁期は四月下旬より九月の間とし、漁具は罾縄で夜間之を用いて釣る。たらを釣る配縄の如し、また釣を用ゆ、抑々この魚は明治五年五月鈴木某置縄を以て五尾のうなぎを獲しを以てはじめとし、その後曾根某淡路国に於て使用する鰻釣、俗に玉蔵と云うを用いはじめ頼に漁獲を増加せり。以来年々の収獲高詳なされども、十七年十五匁目、十八年十七匁目、十九年三十二匁目の漁獲あり、而しその価格は八、九兩年の頃には一匁目に付五円より六円、下つて十九年には三円五十錢より三円なりし、然れどもこの魚他国へ輸出するに至らず、唯僅かに比隣の郡村へ販売するに過ぎず。」

七 開拓と伐採

明治を迎え、開拓使時代に入ると、藩政時代の林政方針を踏襲して、伐採禁令を出し、山火を厳戒して山林の保護に努めたため、農牧の発展に対応して林業は次第に発達し、開拓使末期にはその制度も整備された。けれども従来北海道の開拓は林業と相反する関係にあると考えられた。即ち北海道の開拓が全土にわたって鬱蒼たる原始林に対し斧鉞を加えられるからである、しかも最初は交通が不便であつたから、伐採された林木は利用されることがなく、おとくたもなく焼却されてしまうからさもなくば腐朽に任せていた。

ことに南部の広葉樹は流送ができなかつたため、この傾向が甚しかった。ところが開拓の進行につれ内陸交通が開発され、ことに明治十五年から全道の主要な地点に、鉄道が次第に延長されたため、物資運輸の利便が高まり、木材の需要は極度に増加し、その範囲も拡大されて、林業は著しく発達を見るようになった。特に従来捨てられた広葉樹は、鉄道枕木（特にヤチダモ）として活用の途が開かれたし、さらに日清戦争後は、オニグルミ材が小銃の台木として、ドロノキがマツチの軸木、火薬の箱としてその需要が増加したのである。

1 日高の山林

日高の山林について状況報文は次のように報じている。

「幕府支配の時は海岸の樹木を伐るを禁じ、建築材は許可を得て採らしむ。開拓使以来復た度々法令を布く、然れども、住民の増加従ひ、海岸の樹木は漸く濫伐せられ、又屢て野火の害に罹りて減少し、河岸原野の樹木は開墾のために伐採せらる。就中えりも半島は漁業の盛なりしにより、最も早く樹木の欠乏を告げり」

人口の漸増は建築材、燃料材の需要を増大させ、ことにえりものような魚族を誇る漁村においては、多量の漁具、船材、製漁用の木材及び薪材の消費が莫大で、伐採の手は伸びて濫伐となり、海岸附近の山は漁業の発達に伴い次第に荒廃していった。しかも当時時の漁家は、極めて山林愛護の念が稀薄で、自生の稚樹までも伐採したに違いない。今日えりもの山野を見るとき、その禿山は村人に大きな警告を発しているかのようなのである。

なお、漁業と森林の関係及びその程度について、明治四十二年道庁技師齊藤晋作の調査によるものを参考として左記する。

「日高地方の中沿岸森林の美良なのは様似地方で、此の郡は豊漁であつた。次は浦河郡井寒台村字ピラトカリ国有林であり、延長僅かに三〇〇間の雑木林であつたが、魚付の効果大であつた。また三石郡姨布村字ベセバケより字ホロオラリに至る沿岸は、昔時樹木繁茂していた時は、鯿・鰻・鮭等年々来遊し、一旦来集の時は数日間遊泳するを常としたが、明治以降、漸次伐木して草野と化と化するに従ひ、漁獲は年一年に減少し、特に明治末年に至つては、鯿・鰻は夏季流の関係により一時海岸に寄せられる事があつても、直ちに影を留めぬようになった。又鮭の如きも一旦来集しても、昔の如く休息遊泳することなく薄漁地となつた」と、

2 山林保護の布達

札幌開拓使序は、明治四年札幌附近の宥司に令して七樹種の伐採を禁じ野火については明治七年達をもつて向後嚴重に取り締まるべしと厳戒して山林保護の端緒を示し、さらに明治十年二月には、本庁において、次の如く布達して、徒らに伐彩することを禁止している。

「左記の各樹は家屋、船車、橋梁その他家用無限必用の良材にして、薪炭の用に充つべきものに非ず。追々山林規則を設け、嚴重取締致さすべく候え共、杣子は勿論銘々相心得、官林、私林の別なく、たとい伐木願済みの免許を得たる者と雖も、猥りに斬伐し薪炭